

三重県新型コロナウイルス感染症 感染防止対策強化推進補助金（第2期） 募 集 案 内

《目的》 新型コロナウイルス感染症の変異ウイルスが拡大するなか、県内の中小企業・小規模企業等が安定して事業を継続していくためには、一層の感染防止対策の強化を図る必要があります。

本補助金は、県内の中小企業・小規模企業等が、これまでの感染防止対策（業種別ガイドラインに基づく取組等★1）に加え、さらなる感染防止対策のために行う物品等の購入を支援するものです。また、飲食店における感染防止対策を支援し、「みえ安心おもてなし認証制度（あんしん みえリア）★2」の活用を促進します。

★1 各業界団体のガイドライン（内閣官房サイト）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>



★2 みえ安心おもてなし認証制度（あんしん みえリア）

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000186.htm>



《補助対象事業者》

三重県内に主たる事務所又は事業所を有する以下の事業者 ※1 ※2

●中小企業・小規模企業 ※3

●個人事業者（事業収入が主たる収入〔最も多い収入〕である方に限る。
不動産所得が主たる場合は不可。）

●NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、
農業協同組合、漁業協同組合 等

※1 飲食業を主たる事業としている方は、みえ安心おもてなし認証制度「あんしん みえリア」の申請を行っている場合に限る。

※2 宿泊事業者の方は「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」の活用をご検討ください。なお、同じ物品での重複支給はできません。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700084.htm>

※3 《補助対象とする中小企業・小規模企業》

【中小企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	資本金3億円以下又は従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員数100人以下

【小規模企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	従業員20人以下
卸売業・小売業（飲食店含む）・サービス業	従業員5人以下

《以下の方は補助対象外です》

- ・令和3年5月31日～6月25日まで実施した「三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金」の交付を受けた者
- ・中小企業・小規模企業のうち、次のいずれかに該当する者
(いわゆる「みなし大企業」)
発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している。
大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている。
- ・行政機関（公共施設及びその管理者を含む）、公的企業、独立行政法人、大企業、暴力団、事業を営まない法人、法人格のない自治会等

《補助対象事業》

補助対象事業者が、県内の店舗、事務所及び事業用施設において、新型コロナウイルス感染症防止対策として業種別ガイドライン等を踏まえたうえで実施する、さらなる感染防止対策に資する物品等又は非接触に資するデジタル化に係る物品等で事業継続のために購入したもの（業務で使用している既存物品の買い替えは含みません）

- ※ 対象物品、対象外経費については、別表を必ずご覧ください。
- ※ 対象物品として掲載しているもの以外にも、感染対策に資すると判断される場合には対象とすることもあります。申請前に必ず事務局へお問い合わせください。

《補助対象経費》

補助対象事業にかかる経費として、令和3年6月10日以降から補助金申請までに支出及び物品の納入が完了した経費（消費税は含みません）とします。

《補助金額》

補助対象経費（消費税は含みません）に3分の2を乗じた金額。
ただし、補助上限額は10万円とします。

《申請受付期間》

令和3年8月6日（金）～令和3年9月6日（月）消印有効 **※先着順**

- ※ 申請総額が予算額に達した場合は、受付期間中に申請受付を締め切る場合があります。
- ※ 申請受付状況、又は申請を早期に締め切る場合のお知らせ等は、随時、「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイト
[（https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm）](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm)にてご案内します。必ず申請前にご確認ください。

《申請方法》

1 感染防止対策に資する物品、又は非接触に資するデジタル化に係る物品等の購入

- ・対象物品、対象外経費は別表を必ずご覧ください。
- ・令和3年6月10日以降から補助金申請までに支出及び物品の納入が完了していることが要件です。明細のわかる領収書・レシート等、支出を証するものが必要となります。

2 申請

- ・「3 提出書類」を書面により1部、申請書送付先（※）へ郵送することにより申請を行ってください。
- ・必ず、簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による提出はお断りします。

※申請書送付先

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
三重県中小企業団体中央会 補助金事務局 宛

3 提出書類（申請書の様式等は以下のサイトからダウンロードしてください）

「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイト

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm

① 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）

② 補助対象経費の支出に関する証拠書類

※補助対象経費を支出したことがわかる領収書・レシート等の写し（支払日、品目、金額（税抜）、商品の内訳等が明記されているもの）。インターネットで購入した場合も「領収書」が必要。「お買い上げ明細書」「注文書」は不可。

※参考様式等に貼付すること

③ 申請チェックリスト（第2号様式）

④ 「直近の確定申告書」の「第1表」（個人事業者）又は「別表1」（法人）の控えの写し

※創業から間もない事業者で上記書類がない場合は、「開業届出書」の写し等

※確定申告を行っていない場合は「売上を記録している帳簿」「損益計算書及び貸借対照表」のうちいずれかの写しを提出すること。

⑤ 振込先口座の通帳の写し（通帳のオモテ面及び通帳を開いた1ページ目）

※当座取引である場合は、当座預金口座の情報がわかる書類

※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合はパソコン画面コピーを提出すること。

※銀行の合併等により、銀行名、支店名等が変更になっている可能性がありますので、通帳の記載が最新の状態であることをご確認ください。

⑥ 補助対象事業に係る物品等を示す写真

※購入した物品すべての写真が必要。同種の物品が複数ある場合も一つではなくすべて写すこと。

※物品等の設置の状況がわかるもの。ソフトウェアの場合は、パッケージの写真、
又はソフトウェアがインストールされたパソコン上の画面の写真を添付すること。

《注意》

- ◆飲食店を主たる事業としている方については、「みえ安心おもてなし施設認証制度」（あんしん みえリア）への申請が必要です。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000186.htm>

- ◆添付書類は、文字や数字等が明瞭に読み取れるよう鮮明にスキャン・コピー等をして下さい。（可能な限りA4片面にしてください。）添付書類の内容が不鮮明等により認識できない場合には、不交付とする場合があります

《補助事業の流れ》

1 「交付申請書兼実績報告書兼請求書」に必要書類を添付して提出 (事業者→事務局)

上記「3 提出書類」を事務局宛に郵送してください。

2 交付決定及び補助金額の確定通知を送付（事務局→事業者）

補助事業の趣旨や補助対象経費と合致しているか、書類に不備がないか等を審査し、
交付の可否や補助金額を決定します。

※ 不交付の場合にも不交付決定通知書を郵送します。

※ 補助対象経費に該当しない場合は、補助申請金額を減額して交付決定します。

3 補助金の支払い（事務局→事業者）

交付申請書に記載の口座へ、交付決定した額を振込にて支払います。

※ 申請額が税込である、事業内容に対象外経費が含まれる等の理由により、申請額から減額して交付決定する場合があります。

《留意事項》

- ・ 令和3年5月31日～6月25日まで実施した「三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金」（以下「第1期」という）の交付を受けた方は本補助金に申請することはできません。また、第1期で上限額に満たない申請を行い、交付を受けた場合も、第2期の申請はできません。
- ・ 補助金の目的に則って、誠実かつ適正に補助事業を実施してください。
- ・ 同一事業者による申請は1回限りとし、2回以上の補助金申請を行うことはできません。
- ・ 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。また、悪質な不正行為等が発覚した場合には、司法機関への通報を行います。
- ・ 本補助金事務の円滑かつ適正な実行を図るため、必要に応じて、検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- ・ 本補助金に係る書類一式は、事業終了後5年間は保管してください。

- ・申請書類一式は返却しません。
- ・本補助金は、厳正な審査を行ったうえで交付の決定を行います。決定に対する不服等の申し立てはお受けできません。

《事務局（申請及びお問い合わせ先）》

●三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金（第2期） に関する申請・お問い合わせ

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

三重県中小企業団体中央会 補助金事務局

電話 059-228-5195（受付時間 平日9時～17時）

※ 本補助金事業は、三重県の財源により、三重県中小企業団体中央会が事務局となり実施しています。

●「みえ安心おもてなし施設認証制度」（あんしん みえリア）に関する お問い合わせ

三重県雇用経済部 みえ安心おもてなし施設認証制度事務局

電話 059-253-0108

（受付時間 平日9時30分～17時30分）

《参考：感染防止対策の取組について》

三重県では、県内の中小企業・小規模企業の皆様が、感染防止対策を強化しつつ、事業を継続していただけるよう、感染防止対策、デジタル技術の活用などの個々の課題解決のためのアドバイザー派遣事業を実施しています。感染防止対策の高度化、従業員等の教育、デジタル技術の導入等をお考えの方は、ぜひご利用ください。